ChatGPT

旭化成・元社員による営業秘密漏えい事件の深掘り分析と今後の影響予測

エグゼクティブサマリー

2026年10月27日、名古屋地検は、旭化成の元社員・古川祥一被告（66）を、不正競争防止法違反（営業秘密の開示）の罪で起訴した。時事通信が伝えた起訴状ベースの事実関係では、古川被告は2018年11月末の退職時に研究開発・製造関連データが記録された媒体を持ち出し、2024年8〜9月に中国企業関係者へメール等で営業秘密を送信したとされる。被告は警察の聴取に対し、情報を持ち出した当初は「何かに役立つと思った」、開示時には「知識や経験が豊富であることを示したかった」「待遇が良く、専門家としての地位を保ちたかった」などと供述したと報じられている。 1

本件の重要性は、単なる「退職者による資料持ち出し」にとどまらない。旭化成自身が、流出対象を半導体・電子材料用途にも関係する「潜在性硬化剤」に関する機密情報と認定し、流出先として中国の山東聖泉新材料股份有限公司を実名公表したうえ、元社員と同社に対する利用停止・廃棄等の民事訴訟を表明している。山東聖泉側は、半導体封止材料、高純度エポキシ、PCB・AIサーバー向け電子材料などを事業成長領域として明示しており、**情報の受領者が技術を商業化できる能力を有する企業だった可能性が高い**点が、競争上のリスクを増幅させる。 2

一方、現時点で公判は始まっておらず、公開された判決・公判記録は確認できない。名古屋地検の公式サイト上でも、本件に関する起訴状全文や独立した記者発表資料は本調査では確認できなかった。したがって、「起訴状によると」とされる具体的な起訴事実は時事通信など報道機関が閲覧・取材した情報を通じた**間接的な一次資料情報**であり、被告の供述も法廷証言ではなく、主に愛知県警の取材説明に基づく報道である。刑事責任は判決確定までは未確定である。 3

証拠構造は比較的強いとみられる。①退職時のデータ媒体持ち出し、②押収PC・記録媒体、③電子メール送信、④旭化成自身による流出確認、⑤被告が起訴内容を概ね認めているとの報道、⑥漏えい先とのコンサル契約、という複数の客観・供述証拠が重なっているためである。ただし、**漏えい情報が実際に中国企業の製品開発・製造へ利用されたか、どの程度の経済損害を生じさせたかについては未指定・未立証**であり、ここが今後の民事訴訟、量刑、企業価値への影響を左右する最大の不確定要素となる。 4

株式市場は現時点で本件を旭化成全体の企業価値を毀損する重大事象とは評価していない。逮捕公表日の2026年9月17日の旭化成株終値は1,612円で前日比+1.2%、翌18日は1,600円で-0.7%。起訴日の10月27日は1,615.5円で+1.1%、翌28日は1,613.5円で-0.1%だった。少なくとも短期の値動きからは事件固有の明確な「イベント・ショック」は観察しにくい。 5

最も現実的な今後のシナリオは、**刑事事件は有罪方向で進む一方、旭化成の直接的な業績影響は限定的だが、技術流出対策・退職者管理・経済安全保障対応の強化が日本の製造業全体へ波及する**というものだと評価する。特に2026年4月に経産省が改訂した「技術流出対策ガイダンス第2版」は、退職予定者のアクセス制限、数か月遡ったログ分析、貸与物回収、秘密保持義務の再確認を明示しており、本件はまさに同ガイダンスが想定する典型的リスクである。 6

事件の事実関係と一次情報の評価

事件の経過

公開情報を統合すると、事件は次のように整理できる。

時点	確認された事実	情報の確度
2018年11月30日ごろ	古川被告が旭化成を退職。研究開発・製造関連データを記録した媒体を持ち出したと起訴状で主張	高：起訴状内容を報道が紹介 [7]
2024年5月	被告の妻が設立した法人が中国企業とコンサルティング契約	高：県警説明に基づく複数報道 [1]
2024年8〜9月	営業秘密を含むファイルをメール等で中国企業関係者に送信したとされる	高：起訴事実 [7]
2024年8月	被告の再就職先企業が別件の情報漏えいを愛知県警へ相談	高：県警説明 [8]
2026年9月17日	愛知県警が旭化成の潜在性硬化剤関連情報の漏えい容疑で逮捕	高：旭化成公式発表・警察取材報道 [9]
2026年10月7日	別の半導体関連情報「感光性絶縁材」について再逮捕	高：複数報道 [10]
2026年10月27日	名古屋地検が不正競争防止法違反で起訴	高：複数通信社 [3]

旭化成は2026年9月17日の公式発表で、在職中に取得した「潜在性硬化剤」に関する機密情報が、退職後に中国の山東聖泉新材料股份有限公司へ流出したことを自社調査で確認したと説明した。さらに、取引先から預かった技術資料や個人情報は、旭化成が確認した範囲では含まれていないとした。 [11]

旭化成公式発表URL：
`https://www.asahi-kasei.com/jp/news/2026/ze260917`

時事通信の記事では、起訴状上、2018年の退職時の持ち出しと、2024年8〜9月の開示行為が一連の訴因として位置づけられている。 [7]

時事通信記事URL：
`https://www.jiji.com/jc/article?k=2026102701077&g=soc`

名古屋地検については、2026年11月1日現在、本調査で検索した法務省・検察庁の公開ページから、本件固有の起訴状全文・処分理由・証拠一覧を含む公式発表文は確認できなかった。したがって、検察側主張の詳細は**未指定**である。裁判所の公開裁判例データベースにも本件の判決は当然ながらまだ存在せず、公判記録も現段階では公開確認できない。裁判所自身も、裁判例検索システムにはすべての裁判例が掲載されるわけではないと明記している。 [12]

被告供述の位置づけ

報道で確認できる被告の説明は大きく三つに分かれる。

第一に、退職時のコピー・持ち出しについて「何かに役立つとの思いから」と説明している。第二に、中国企業への開示について「知識や経験が豊富であることを示すため」と説明。第三に、中国側から高額報酬や送迎、専属アシスタントなどの待遇を受け、「専門家としての地位を保ちたかった」と述べたとされる。 1

これらは互いに必ずしも矛盾しない。持ち出し時点では将来的利用を漠然と想定し、その後に中国企業との契約が成立したことで、自己の市場価値を示す材料として情報を開示した、という時間的に段階化された動機は合理的に成立する。ただし、「偶発的な持ち出し」ではなく、会社貸与媒体を返却しなかったとの再逮捕容疑や、複数種類の秘密情報を保持していたとの報道を踏まえると、持ち出し行為そのものについて単なる保管ミスだったとの説明とは整合しにくい。 13

動機・手口・証拠の強さ

動機の分析

本件の特徴は、単純な「現金で秘密を売った」という構図よりも、**経済的利益＋専門家としての承認・地位維持**という複合動機が示唆される点である。

中国企業との契約主体は被告本人ではなく妻が設立した法人だったとされるため、形式上の契約主体と実質的な知識提供者が分離している。これは適法なコンサルティング活動でも一般にあり得る形態であり、それ自体が不正を示すものではない。しかし、契約先へ元勤務先の営業秘密を提供したとすれば、業務上の専門性を示すための「成果物」として他社秘密を利用したことになる。 14

山東聖泉は自社を、半導体電子化学材料のプラットフォーム企業を目指す事業者と位置づけ、半導体封止、高純度エポキシ、低誘電材料、PCB関連樹脂などを重点事業としている。2025年上期には先進電子材料・電池材料売上高が前年同期比32.43%増だったと公表しているため、漏えい先が当該技術領域に実際の研究・量産能力を持つことは、損害リスクを考えるうえで重要である。 15

山東聖泉公式URL：
`https://www.shengquan.com/`

手口の構造

報道から推定される基本的な攻撃経路は、「在職中に正規権限でアクセス → コピーまたは貸与媒体の未返却 → 退職後に長期間保管 → 外国企業との契約成立 → メール等で開示」というものだ。これは外部サイバー攻撃ではなく、**正規ユーザーによる内部者リスク**である。 16

この「時間差」が特に重要である。2018年の持ち出しから、2024年の開示まで約6年が経過している。つまり退職日のアカウント停止だけでは防止できず、退職前のコピー行為そのものを検知・阻止する必要がある。経産省の2026年版ガイダンスが「退職申告以前を含む数か月のアクセスログ」「重要情報へのアクセス制限」「PC等貸与物の確実な返却」を求めているのは、このタイプのリスクを想定している。 17

証拠力の評価

現時点の証拠強度を、公開情報だけから評価すると次の通りである。

証拠	想定される意味	評価
押収PC・HDD等	秘密情報の保有・持ち出しを客観化	**非常に強い** 8
電子メール送信記録	第三者への「開示」を直接裏付け得る	**非常に強い** 7

証拠	想定される意味	評価
旭化成の内部調査	特定秘密が山東聖泉へ流出したとの企業側確認	**強い** [11]
コンサル契約	開示の背景・動機・経済的関係を示す	**中〜強** [18]
被告供述	故意・目的の立証を補強	**強いが変動可能**。公判で争われ得る [19]
中国企業による実利用	損害額・悪質性の核心	**現時点では未指定**

最大の争点になり得るのは、情報が法的な「営業秘密」に該当するかである。不正競争防止法上は、秘密管理性、有用性、非公知性の三要件が必要であり、企業が単に「機密」と呼ぶだけでは足りない。もっとも、起訴に至った以上、検察はこの要件を満たす証拠があると判断していると推定できる。 [20]

旭化成の情報管理と業界標準との比較

旭化成は本件以前から、技術情報流出リスクを「グループ重大リスク」と位置づけ、管理ルール、モニタリング、従業員教育、サイバーセキュリティ対策を公表していた。2026年3月24日にはグループ情報セキュリティポリシーも改定している。 [21]

一方、本件を受け、旭化成は①機密情報の特定・区分、②新ITツール、③アクセス権限見直し、④退職予定者への誓約書・貸与PC管理強化、⑤全役員・従業員教育を追加施策として公表した。これらは、逆に言えば、事件発生時点の運用について少なくとも改善余地があったとの自己認識を示している。 [22]

管理項目	旭化成・事件前の公表体制	本件後の旭化成	経産省・IPAが示す水準	評価
情報分類	管理ルールあり	機密情報の特定・区分を再強化	秘密管理性を明確化	**改善中** [23]
アクセス制御	システム監視・管理	アクセス権限を再点検	Need-to-Know、異動・退職時の即時見直し	**方向性は整合** [24]
退職者管理	詳細は公開情報で不明	誓約書・貸与PC管理を厳格化	退職前アクセス制限、数か月遡ったログ監査	**事件前の実効性には疑問** [25]
DLP・持出監視	「システムによる監視」と公表	新ITツール導入	コピー、外部送信等を検知できるログ・DLP	**詳細未指定** [26]
教育	eラーニング等	全役員・全社員へ徹底	内部不正防止教育	**標準的** [27]
退職後の秘密保持	公開情報では詳細不明	誓約書を強化	秘密対象を具体化した合理的な誓約	**詳細未指定** [25]
証拠保存	公開情報では不明	詳細未公表	アクセス・複製・持出ログの保存	**透明性不足** [28]

IPAの2024年実態調査では、中途退職者による漏えいを経験した企業の比率は17.8%、定年退職者は12.0%であり、人を介した漏えいは依然として主要なリスクである。また、現職従業員による「具体的な動機を持った漏えい」は31.5%とされ、内部不正対策はサイバー防御と同等に重要である。[29]

旭化成について、本件以前に同社の元社員が営業秘密侵害で刑事立件された同種事件は、本調査で確認できた公開・公式資料からは特定できなかった。したがって「過去の類似事案」は、旭化成内部の既往例というより、日本企業一般の先例との比較が適切である。

代表例は東芝・SKハイニックス事件である。半導体メモリー技術を海外競合へ開示した元技術者に懲役5年の実刑と罰金300万円が科され、民事では約331億円で和解した。量刑では情報の有用性、結果の重大性、転職先での地位を維持する目的などが重視されたと整理されている。旭化成事件の「専門家としての地位を維持」という供述との類似性は顕著である。[30]

近年では、中国企業への技術供与を目的に営業秘密を取得した大手ガラスメーカー元従業員について、懲役1年6月・執行猶予3年・罰金100万円が言い渡された事例もある。経産省は、海外競合への持出しや退職者による漏えいが継続的に発生していると整理している。[31]

法的評価と想定責任

刑事責任

不正競争防止法は営業秘密侵害について、自然人に原則として**10年以下の拘禁刑または2,000万円以下の罰金、またはその併科**を定め、海外使用等の場合は罰金上限が3,000万円となる。法人についても一定の場合、5億円、海外使用等では10億円以下の罰金が規定されている。[32]

本件では中国企業への開示が問題となっているため、海外使用・海外開示に関する加重規定の適用可能性が焦点となる。ただし、**起訴状の具体的適用条項番号は公開確認できず未指定**であるため、どの加重類型が実際に訴因となったかは断定できない。

量刑については、過去事例から、①秘密の技術価値、②情報量、③計画性、④金銭的利益、⑤海外競争者への提供、⑥実利用の有無、⑦被害額、⑧反省・弁償・秘密廃棄への協力などが事実上重要になる。東芝事件のように実際の競争上の巨額損害が認定される場合は実刑リスクが高まる一方、実害が限定的で初犯・認罪・反省が認められる場合には執行猶予の可能性も残る。[33]

したがって現時点で量刑を一点予測するのは不適切だが、公開情報だけを前提とすれば、**有罪となる場合の中心レンジは「拘禁刑＋罰金、ただし実刑か執行猶予かは実利用・被害規模次第」**と見るのが妥当である。

民事責任

不正競争防止法は、営業秘密侵害に対し差止請求権、損害賠償請求、損害額・不正使用の推定などを設けている。2024年4月施行の改正では、国外で日本企業の営業秘密侵害が起きた場合の日本裁判所の管轄・日本法適用も明確化された。[34]

旭化成はすでに、古川被告と山東聖泉に対し、流出情報の利用停止・廃棄等を求める民事訴訟を提起する方針を公表している。将来、実際の製品開発への使用が確認されれば、差止めだけでなく損害賠償請求の規模が大きくなる可能性がある。[11]

最大の立証課題は「受領した秘密情報と山東聖泉側の研究成果・製品との因果関係」である。相手企業がもともと独自技術を有していた場合、どこまでが旭化成の秘密由来かを区別する必要がある。経産省も、営業秘密訴訟では、不正使用の立証が困難であるため推定規定等が設けられていると説明している。[35]

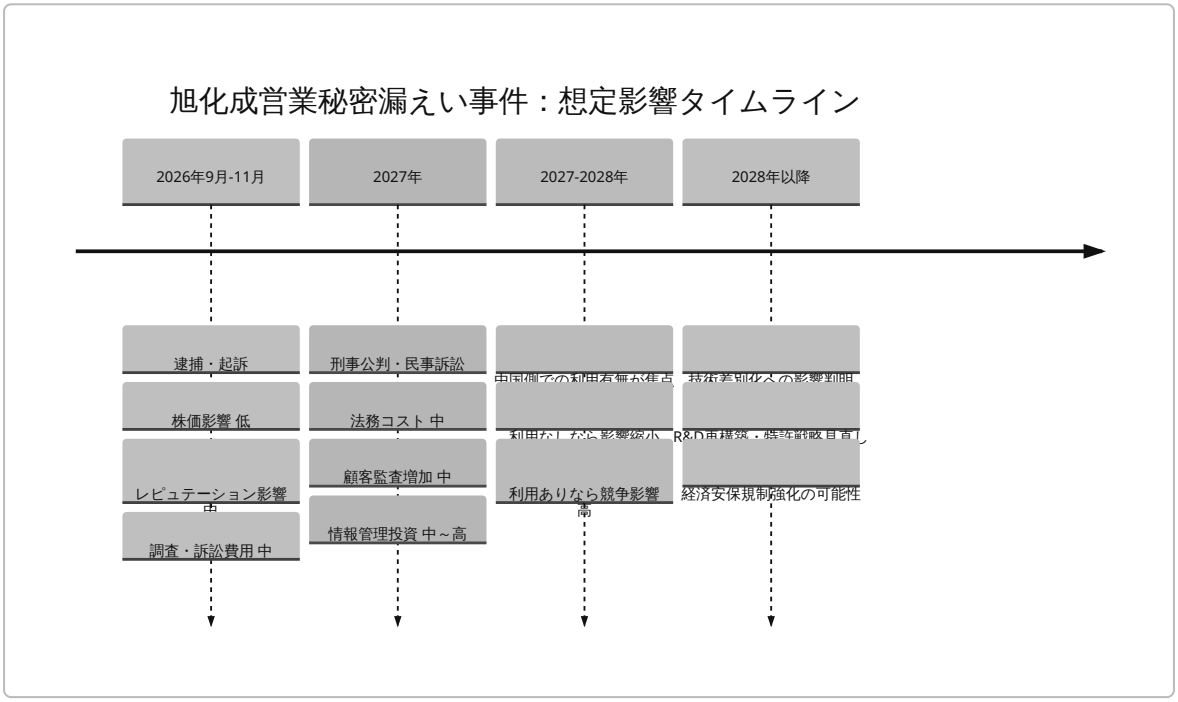
企業・株価・取引先・研究開発への影響予測

株価と企業価値

市場反応はこれまで限定的だった。9月17日の逮捕発表日、旭化成株は前日比+1.2%。翌18日は-0.7%。10月27日の起訴日は+1.1%、翌28日は-0.1%であり、少なくとも日次価格には本件による大幅下落は確認されない。 5

これは、旭化成が多角化した大企業であり、一つの材料技術の漏えいが連結業績全体を直ちに左右すると市場が見ていないこと、取引先技術資料・個人情報の流出が確認されていないこと、現時点で損害額が顕在化していないことなどが影響していると**推測**される。推測の根拠は、旭化成の公式説明と株価反応である。 36

ただし、今後「漏えい技術を用いた競合製品の量産」「主要顧客の切替」「数十億〜数百億円規模の損害」が確認されれば、評価は大きく変わり得る。



短期、すなわち今後6〜12か月では、最も大きな影響は訴訟費用、フォレンジック調査、内部統制強化、顧客説明であり、売上高への直接影響は低〜中と予測する。旭化成自身が取引先から預かった資料・個人情報は含まれないとしているため、顧客の即時離反リスクは限定的である。 11

中期の1〜3年では、山東聖泉が漏えい情報を実際に研究開発・製造へ利用していたかが核心になる。同社は半導体封止・電子材料への積極投資を公表しているため、もし旭化成固有のプロセス技術を利用して開発期間を短縮した場合、価格競争・技術差別化の侵食が起きる可能性がある。一方、同社が独自開発で同等技術を保有していた場合、実損は限定され得る。 37

長期では、直接的な損失以上に、旭化成を含む日本の材料メーカーが「ノウハウを秘匿する」モデルから、「秘匿情報を最小化し、重要技術を分割管理し、アクセス履歴を常時監査する」モデルへ移行する契機となる可能性が高い。経産省は2026年4月時点ですでに技術流出対策を経済安全保障上の課題として独立して扱い、TICS（技術情報管理認証制度）等も推進している。 38

サプライチェーンへの影響は現段階では**低〜中**とみる。製品供給停止や品質問題が報告されているわけではなく、物理的供給能力への影響は確認されていない。ただし、半導体・電子材料顧客が旭化成に対し、技術情報管理に関する監査、NDA、アクセス管理、共同開発データの隔離を強化する可能性は高い。

ガバナンス・コンプライアンス上の示唆と対策

本件から得られる最大の教訓は、「退職時にPCを返却させる」ことと「秘密情報を回収する」ことは同義ではない、という点である。経産省の最新ガイダンスは、退職申告後のアクセス制限だけでなく、申告前まで遡ったログ分析まで推奨している。 25

実務上、旭化成および同種の技術企業が採るべき対策は以下である。

- **技術的措置**：重要情報へのNeed-to-Know制御、USB・外付けHDDへのコピー制御、DLP、異常大量ダウンロード検知、メール添付・クラウドアップロード監視、透かし・ファイルフィンガープリント、EDRログと文書アクセスログの統合、退職予定者の行動分析、重要ファイルの暗号化と端末依存アクセスを導入する。経産省は特に退職予定者のアクセス制限とログ遡及分析を推奨している。 39
- **組織的措置**：退職申告をHRだけで処理せず、法務・知財・IT・事業部門による「退職者リスクレビュー」を義務化する。技術責任者や長期在籍研究者など高リスク職種は通常職より厳格なオフボーディングを行う。旭化成はすでにアクセス権限、貸与PC、研修の強化を表明している。 22
- **契約的措置**：秘密保持義務の対象を「一切の情報」など抽象的に定めるのではなく、技術カテゴリー、文書区分、期間、廃棄義務、第三者提供禁止を特定する。経産省は広すぎる秘密保持義務は合理性を欠く可能性がある一方、秘密の性質・価値・社員の地位に照らして合理的なら退職後の義務も有効になり得ると整理している。 25
- **フォレンジック措置**：退職前90〜180日の大量コピー、外部媒体利用、個人メール送信、クラウド同期、プリント、ソースコード・製造条件ファイルへの異常アクセスを自動スコアリングし、証拠保全を行う。IPA・政府のガイダンスは、複製や外部持出しを客観的に把握できるログ確保の重要性を指摘している。 28
- **第三者管理**：新規採用者・コンサルタントには前職の秘密情報を持ち込まないことを明示させ、採用企業側も「他社秘密を教えてほしい」と要求しない仕組みを整える。経産省も転職者の前職秘密保持義務を確認することを推奨している。 40
- **取締役会レベルの管理**：技術流出をサイバーセキュリティの下位概念ではなく、知財・経済安全保障・人的資本・海外事業リスクを横断する独立KRIとして管理する。経産省は2026年版ガイダンスで技術流出を経済安全保障経営の課題として明確に位置づけている。 38

メディア・世論・規制当局の反応シナリオ

以下の確率は、2026年11月1日時点の公開事実をもとにした分析上の主観確率であり、統計的予測ではない。

シナリオ	内容	確率	主要トリガー
限定影響シナリオ	刑事事件は有罪方向だが実利用は立証されず、旭化成の直接損失は限定。報道は公判後に沈静化	**45%**	中国側で秘密情報の利用を示す証拠が出ない
規制強化シナリオ	事件が経済安保・中国向け技術流出の象徴事例となり、経産省・業界団体が退職者管理強化を要求	**30%**	公判で組織的な技術提供の詳細が明らかになる
重大競争損害シナリオ	山東聖泉等による具体的利用が立証され、製品・特許・販売との因果関係が問題化。巨額民事請求へ	**20%**	類似製品、社内文書、メール、特許等との技術的一致

シナリオ	内容	確率	主要トリガー
企業統治問題へ拡大	「2018年の持出しをなぜ検知できなかったか」が経営責任問題となる	**5%**	複数社員・複数技術・長期的管理不備が判明

最も起こりやすいのは「刑事事件としては重大だが、旭化成グループ全体への財務的影響は限定」というシナリオである。現時点で株価が大きく反応していないこと、取引先データ流出が確認されていないことがその根拠となる。 41

ただし、中国企業による実利用が確認された場合、世論のフレームは「個人の犯罪」から「日本の戦略技術の海外流出」へ変化する可能性が高い。経産省はすでに、海外拠点・人材・共同研究・すり合わせを通じた技術流出を経済安全保障上の主要課題に位置づけているため、本件が政策議論の具体例として引用される蓋然性は高い。 38

総合的には、本件の最大の長期的インパクトは旭化成の株価そのものより、**日本の製造業で「退職者・専門家・技術コンサル」という人的経路を経済安全保障リスクとして管理する動きが加速すること**にあると考える。IPAの調査が示すとおり、サイバー攻撃だけでなく、現職者・退職者を介した秘密流出は依然として大きな割合を占めるためである。 29

主要参考ソースは、旭化成公式発表、経済産業省「営業秘密管理指針」「技術流出対策ガイダンス第2版」、IPA「企業における営業秘密管理に関する実態調査2024」、時事通信、共同通信、山東聖泉公式資料・法定開示資料である。名古屋地検の本件固有の公式起訴発表全文、起訴状全文、公判調書、証拠一覧、被告人質問調書、旭化成による損害額算定、中国企業における実使用の有無については、**2026年11月1日時点では公開確認できず、未指定**である。

1 3 7 16 情報漏えい「知識豊富と示すため」＝元旭化成社員を起訴―名古屋地検 | mixiニュース
https://news.mixi.jp/view_news.pl?from=recent_list&id=9005164&media_id=4&utm_source=chatgpt.com

2 4 9 11 22 36 元従業員の逮捕について | 旭化成株式会社
https://www.asahi-kasei.com/jp/news/2026/ze260917?utm_source=chatgpt.com

5 旭化成<3407> | 時系列 | 銘柄データ | トレーダーズ・ウェブ
https://www.traders.co.jp/stocks/61_3407/historical?utm_source=chatgpt.com

6 38 技術流出対策 （METI/経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/tech_leakage_prevention/index.html?utm_source=chatgpt.com

8 半導体関連情報を流出疑い、愛知　旭化成の元社員逮捕、中国企業へ（共同通信）｜熊本日日新聞社
https://kumanichi.com/articles/2036922?utm_source=chatgpt.com

10 13 旭化成元社員の男再逮捕　半導体情報漏えい疑い（共同通信）｜熊本日日新聞社
https://www.kumanichi.com/articles/2043956?utm_source=chatgpt.com

12 裁判例検索 | 裁判所
https://www.courts.go.jp/hanrei/search1/index.html?
filter%5BbranchName%5D=&filter%5BcourtName%5D=&filter%5BcourtSection%5D=&filter%5BcourtType%5D=&filter%5BjikenCode%5D=&filter%5

14 18 「待遇の良さから、地位を保とうとした」中国企業に技術漏えいの元旭化成社員が供述　漏えい先は妻が設立した法人とコンサルティング契約 - ライブドアニュース
https://news.livedoor.com/article/detail/32672277/?utm_source=chatgpt.com

15 37 济南圣泉集团股份有限公司|酚醛树脂|呋喃树脂|环氧树脂|全球领先的生物制造和化学新材料解决方案提供商
https://www.shengquan.com/?utm_source=chatgpt.com

17 25 技術流出対策ガイダンス
https://www.meti.go.jp/policy/economy/tech_leakage_prevention/pdf/guidance2.0.pdf?utm_source=chatgpt.com

19 旭化成元社員を起訴　会社の機密情報を中国企業に渡す　高額報酬「地位保とうと」 | 国内 | ABEMA TIMES | アベマタイムズ
https://times.abema.tv/articles/-/10285298?page=1&utm_source=chatgpt.com

20 営業秘密～営業秘密を守り活用する～ （METI/経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/trade-secret.html?utm_source=chatgpt.com

21 23 26 27 リスクマネジメント | ガバナンス | サステナビリティ | 旭化成株式会社
https://www.asahi-kasei.com/jp/sustainability/governance/risk_management/?utm_source=chatgpt.com

24 39 付録資料 技術流出対策ガイダンスチェックリスト 本チェックリストは、技術流出対策ガイダンス第２版にお
https://www.meti.go.jp/press/2026/04/20260427002/20260427002-2.pdf?utm_source=chatgpt.com

28 Q70～Q75 デジタル証拠・営業秘密立証・情報提供・非公開手続・文書破棄 | サイバーセキュリティ関係法令Q&Aハンドブック Ver.2.0 HTML版 | NCO
https://security-portal.cyber.go.jp/guidance/law-handbook/v2-12.html?utm_source=chatgpt.com

29 「企業における営業秘密管理に関する実態調査2024」調査実施報告書
https://www.ipa.go.jp/security/reports/economics/ts-kanri/j5u9nn0000004yjn-att/TradeSecret_report_2024_r1.pdf?utm_source=chatgpt.com

30 営業秘密をめぐる実務
https://www.jipa.or.jp/jyohou_hasin/sympo/pdf/jyohobouei/03_5.pdf?utm_source=chatgpt.com

31 33 2. 営業秘密を巡る近年の動向
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/026_03_00.pdf?utm_source=chatgpt.com

32 34 不正競争防止法の概要 （METI/経済産業省）
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/unfaircompetition_new.html?utm_source=chatgpt.com

35 第5章　他社の秘密情報に係る紛争への備え
https://www.meti.go.jp/policy/economy/chizai/chiteki/pdf/handbook/full.pdf?utm_source=chatgpt.com

40 第5章　他社の秘密情報に係る紛争への備え
https://www.meti.go.jp/shingikai/sankoshin/chiteki_zaisan/fusei_kyoso/pdf/20220517_3.pdf?utm_source=chatgpt.com

41 旭化成(株)〖3407〗：株価時系列・信用残時系列 - Yahoo!ファイナンス
https://finance.yahoo.co.jp/quote/3407.T/history?utm_source=chatgpt.com